日常生活用具給付委託契約書

西原村地域生活支援事業実施要綱の規定により、日常生活用具の給付を委託することについて、西原村（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

第１条　甲は、乙を委託業者とし、日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）を給付対象者（以下「丙」という。）に給付する場合は、乙に対してその旨及びその他必要な事項を通知するものとする。

第２条　乙は、甲の発行する給付券に記載された日常生活用具（以下「用具」という。）を調達又は製作し、速やかに引き渡さなければならない。乙は、丙に対して懇切丁寧を旨とし、差別的取扱いをしてはならない。

第３条　甲が乙に対して用具の給付を委託することに対する報酬の額は、西原村長の定める基準価格以内とする。

第４条　乙は、丙に用具を給付するにあたって給付券に利用者負担額が記載されているときは、丙にその支払いを求めなければならない。

第５条　乙は、甲に対して用具の代金を請求する場合には、給付券に丙の受領印を受け、これを請求書に添付して請求しなければならない。

第６条　甲は、前条の規定に基づく請求書を受理した場合は、その金額を照査のうえ、その都度乙にその代金を支払わなければならない。

乙は、この契約による帳簿及び関係書類を５年間保存しなければならない。

第７条　甲は、乙に対してこの契約の実施に関して必要な報告を徴し又は説明を求めることができる。

第８条　甲は、用具の給付後、乙の責任に帰すべきものと認められる不備な箇所を発見した場合、その箇所を指摘して乙の負担においてこれを改修させることができる。

第９条　乙は、用具の給付について、この契約によるほか西原村地域生活支援事業実施要綱の規定に従わなければならない。

第１０条　甲は、次の場合には、この契約を解除することができる。

（１）　乙が、この契約の履行に関して詐欺その他不正を行った場合

（２）　乙が、この契約条項に違反した場合

第１１条　この契約の有効期間は令和　　年　　月　　日から令和４年３月３１日までとする。

２　契約期間の末日までに甲又は乙が別段の意思表示をしないときは、本契約を１年間更新したものとみなし、以後毎年同様の取扱いとする。

第１２条　この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため本書２通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ各自１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　甲　熊本県阿蘇郡西原村大字小森３２５９番地

西原村長　　吉井　誠

　　　　　　　　　　　　　乙